

地方独立行政法人公立甲賀病院契約規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人公立甲賀病院会計規程に基づき、地方独立行政法人公立甲賀病院(以下「法人」という。)が締結する契約に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第2条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

(契約の期間)

第3条 契約の期間は、1年以内の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その契約の性格上、複数年度にまたがった契約期間とすることが適当なものについては、複数年の契約とすることができる。

(競争入札の参加者の資格)

第4条 理事長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者(以下「契約責任者」という。)は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 法人が行う競争入札に参加できる者は、別に定めがある場合を除き、それぞれ発注又は契約を締結しようとする年度において、法人の入札参加資格登録を得ている者とする。

3 契約責任者は、甲賀市、湖南市及び滋賀県の建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領に基づく指名停止の措置及び物品の売買、修理等の契約に係る指名競争入札参加資格者の資格審査要領に基づく入札参加の停止がなされている者を、当該指名停止等の期間、競争入札に参加させないことができる。

4 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、2年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり法人の職員(法人の委任を受けた者を含む。)の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

(6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(一般競争入札)

第5条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、予定価格の制限の範囲内で最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。

2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模、状況等を要件とする資格を定めることができる。

3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(一般競争入札の公告)

第6条 一般競争入札の公告は、入札期日の前日から起算して15日前(急を要する場合は、短縮できる。)までに、法人の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法により、次の事項についてしなければならない。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効な入札に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が必要と認める事項

2 第 13 条に規定する総合評価一般競争入札に付そうとするときは、第 1 項の規定による公告を、同項の規定にかかわらず、その入札期日の前日から起算して 40 日前(急を要する場合は、10 日前)までに、法人の掲示場への掲示又はインターネットを利用して閲覧に供する方法によりしなければならない。この場合において、当該公告には、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても記載しなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札の方法による旨
- (2) 落札者決定基準

3 建設工事の見積期間については、前項の既定にかかわらず建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 6 条の定めるところによる。

(入札保証金)

第 7 条 契約責任者は、第 2 条第 1 項の規定により競争入札に付そうとする場合においては、その入札に参加する者に、その者の見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、その必要がないと認める場合には、その全部又は一部を免除することができる。

2 前項の入札保証金の納付は、国債、地方債その他確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(一般競争入札における予定価格)

第 8 条 契約責任者は、一般競争入札に付する事項の予定価格を決定し、その予定価格を封書にして、開札の際、これを開札の場所におかなければならない。ただし、入札及び契約の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第 9 条 一般競争入札の開札は、第 6 条第 1 項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

3 契約責任者は、第 1 項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第 12 条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(同額入札の場合の決定方法)

第 10 条 契約責任者は、落札となるべき同順位の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

2 契約責任者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第 11 条 契約責任者は、一般競争入札により工事、製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、その理由及び入札の状況を明らかにしなければならない。

- 3 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格を設けるものとする。
(最低制限価格による落札者の決定)
- 第12条 契約責任者は、一般競争入札により工事、製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。
(総合評価制度による落札者の決定)
- 第13条 契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から第5条第3項、第11条第1項若しくは第12条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 2 契約責任者は、前項の規定により工事、製造その他の請負契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。
- 3 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第6条第2項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項のほか総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。
- 5 第2項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。
(落札者決定の場合の措置)
- 第13条の2 前5条の規定により落札者が決定したときは、契約責任者は、その旨を落札者に通知（口頭による場合を含む。）するものとする。
(指名競争入札)
- 第14条 指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
 - (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
 - (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (指名競争入札の参加者の資格)
- 第15条 第5条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。
(指名競争入札の参加者の指名等)
- 第16条 契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、契約責任者は、第6条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項を入札期日の前日から起算して7日前までに前項の規定により指名した者に通知しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、3人以上を指名しなければならない。
- 4 契約責任者は、次条において準用する第13条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合

評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について第 2 項の規定による通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第 17 条 第 5 条第 1 項及び第 7 条から第 13 条の 2 までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約)

第 18 条 随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。

ア 工事又は製造の請負(建物等の修繕を含む。) 260 万円

イ 財産の買入れ 160 万円

ウ 物件の借入れ 80 万円

エ 財産の売払い 60 万円

オ 物件の貸付け 60 万円

カ アからオに掲げるもの以外のもの 100 万円

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第 21 項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業(同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援又は同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 2 条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第 15 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を次条に定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき。

(4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより甲賀市長、湖南市長又は滋賀県知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買い入れる契約をするとき。

(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(8) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。

(9) 落札者が契約を締結しないとき。

(10) 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。

2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第 19 条 せり売りによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。

2 第 6 条第 1 項、第 7 条から第 8 条までの規定は、せり売りの場合に準用する。

(契約書の作成)

第 20 条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書又は契約内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、契約責任者が契約の相手方とともに契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第 2 条第 1 項に規定する電子署名をしなければ、当該契約は確定しないものとする。

3 落札者は第 13 条の 2 に規定する通知を受けたときは、7 日以内に契約書に記名押印のうえ提出するとともに、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、契約責任者がやむを得ない理由があると認めるときは、この期日を延長することができる。

(契約書の省略)

第 21 条 契約金額(契約書に記載すべき金額として単価を示す場合にあつては、当該単価に当該契約に係る入札等において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。)が 100 万円未満の契約その他契約責任者が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約については、前条に規定する契約書の作成を省略することができるものとする。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合には、契約の相手方(以下「契約者」という。)は当該契約が建設工事の請負契約であるときは建設工事請書を、その他の契約であるときは契約責任者が特に必要があると認めるときに限り前条第 1 項の規定に準じ必要な事項を記載した請書を提出しなければならない。

(契約保証金の納付)

第 22 条 契約責任者は、法人と契約を締結する者に現金又は担保をもって、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせるものとする。

2 第 7 条第 2 項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 20 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 23 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去 2 年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を法人、他の地方独立行政法人、独立行政法人、国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体又はその他公共的団体と 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 契約書を作成しない場合において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(6) 地方独立行政法人、独立行政法人、国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 前各号に準ずる契約として契約責任者が認めるとき。

(保証金の帰属)

第24条 競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その納付に係る入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、法人に帰属するものとする。

2 契約の相手方に契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その納付に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、法人に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

(工事等の設計・積算等)

第25条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約を締結するにあたり、特に必要があると認めるときは、法人の職員以外の者に委託して設計若しくは積算又は入札事務を行わせることができる。

(監督)

第26条 契約責任者は、工事、製造その他の請負契約又は資産の買入れその他の契約(次条において「契約」という。)を締結した場合においては、契約責任者又はその指定する職員(以下「監督職員」という。)は、契約の適正な履行を確保するため、立会い、指示その他の方法によって必要な監督を行わなければならない。

2 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

3 契約責任者は、必要があると認める場合においては、法人の職員以外の者に監督を委託して行わせることができる。

(検査)

第27条 契約を締結した場合においては、契約責任者又はその指定する職員(以下「検査職員」という。)は、請負契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は資産の既納部分の確認を含む。)につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 第1項又は前項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。この場合において、当該破壊若しくは分解又は試験の実施に必要な経費及び修復等に必要経費は、契約者に負担させるものとする。

4 第1項又は前2項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

6 契約責任者は、必要があると認める場合においては、法人の職員以外の者に検査を委託して行わせることができる。

(検査調書の作成)

第28条 検査職員は、検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約であるときは、納品書、工事の完了届、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。

2 前項の規定は、検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(履行遅滞による違約金)

第29条 契約責任者は、契約の相手方が、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額(履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額)につき年5%の割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第30条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

- (1) 契約者が競争入札に関し不正な行為をしたとき。
 - (2) 契約者がその責に帰する事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 契約者が正当の理由がないのに契約の履行の着手を遅延したとき。
 - (4) 契約者が契約の履行に関し不正の行為をしたとき。
 - (5) 契約者が正当の理由がないのに検査、検収、監督等関係職員の職務の執行を妨げたとき。
 - (6) 契約者が契約事項に違反することにより、その契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (7) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- 2 契約責任者は、前項に定める場合のほか、契約の履行が終らない間において特に必要があるときは、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定により契約を解除した場合において、契約者が契約保証金の納付を免除されているときは、契約に定めるところにより、天災地変その他契約者の責めに帰することのできない事由による場合を除き、違約金を徴収しなければならない。

第31条 契約責任者は、やむを得ない事由があると認めるときは、契約者と協議のうえ契約を解除し、その履行を中止させることができる。この場合において、既成部分又は既納部分に対しては、その相当額を支払い、これを引き取ることができる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。